乗合バス運送事業者の法令違反に対する行政処分等状況(令和7年2月)

2月の処分等状況は次のとおりです。

北海道運輸局　自動車運送事業安全監理室

○ 事業用自動車使用停止処分等事業者一覧

No.	事業者名	事業者所在地	営業所名	営業所所在地	処分年月日	処分の内容	主な違反の条項	監査実施の端緒及び違反行為の概要	当該違反点数	北海道運輸局累積違反点数
1	株式会社じょうてつ（法人番号１４３００００１００７９２５）代表者高木克典	北海道札幌市白石区東札幌１条１丁目１番８号	川沿営業所	北海道札幌市南区川沿５条１丁目２０番地	R7.02.03	輸送施設の使用停止（６０日車）及び文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第４５条　他１件	令和６年８月２０日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。２件の違反が認められた。（１）無車検運行（旅客自動車運送事業運輸規則（以下「運輸規則」）第４５条）、（２）運転者に対する指導監督義務違反（運輸規則第３８条第１項）	６	６
2	北海道中央バス株式会社（法人番号４４３０００１０５０４５１）代表者二階堂恭仁	北海道小樽市色内１丁目８番６号	札幌北営業所	北海道札幌市東区北４９条東２丁目１番１号	R7.02.26	文書警告	旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項	令和６年９月１８日及び令和７年１月９日、その他事故、法令違反、事件、苦情等の状況を端緒として監査を実施。１件の違反が認められた。（１）運転者に対する指導監督義務違反（旅客自動車運送事業運輸規則第３８条第１項）	０	６
	以下余白									